

豊川市監査公表第36号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年11月6日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

別紙

定期監査（学校）の結果に関する報告

1 監査の対象

（1）対象施設

牛久保小学校、中部小学校、東部中学校

（2）所管部署

教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課

2 監査の範囲

平成28年4月1日～平成29年8月22日

3 監査の実施期間

平成29年6月23日～平成29年8月22日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 受託事業に関する事務について
- エ 備品等の管理に関する事務について
- オ 公金の取扱事務について
- カ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【牛久保小学校】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【中部小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【東部中学校】

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

【教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

保護者から徴収した学校給食費（公費）を市の口座へ振り込むまでに、インターネット決済を利用している学校が見受けられる。インターネット決済に関して、公費の振り込み時に利用することの是非について検討されたい。また、インターネット決済を利用する際、特定の職員のみで行えるような運用が見受けられたので、リスク管理面から複数人で事務を行うなどのチェック体制の整備や、事故・トラブルの防止に着目したマニュアルの策定等、利用方法について検討されたい。